

# 「宗像市一般廃棄物処理基本計画」 の改定について（答申書） 案

令和7年3月

宗像市廃棄物減量等推進審議会

## はじめに

宗像市廃棄物減量等推進審議会は、令和3年3月に中間見直しが行われた宗像市一般廃棄物処理基本計画の改定における検討を目的とし、令和6年8月から審議を開始した。本審議会は、本市の現状における一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理対策を踏まえ、今後の様々な課題を踏まえた協議を実施し、実効性のあるごみの減量・資源化対策や適正処理について検討を進めてきた。

本市のごみ減量やりサイクルに関する取り組みは、県内の市町村や類似自治体と比較しても、一定の水準を維持し、進んだ状況にあると言える。一方で、令和6年8月に策定された第五次循環型社会形成推進基本計画等の最新の上位計画に示された目標を達成するためには、更なるごみの減量化・資源化を推進する必要がある。そして、本計画の改定と合わせて再度市民、事業者及び行政等の役割を整理することで、近年重要視されるSDGsの達成、循環経済（サーキュラーエコノミー）の構築を目指し、3者が協働して課題解決に取り組むことが重要となる。

これらの情勢を踏まえ、目標年度を令和16年度として、具体的なごみ排出量とリサイクル率の目標値を定めるとともに、目標を達成するために必要となる市民・事業者の取り組み及び行政が実施する施策の方向性を示す。

## 現状と課題

本市では、ごみの減量と資源の有効活用を目的として、燃やすごみ、22種の資源ごみ及び粗大ごみの計24種に分別区分を設定し、ごみの分別収集を行っている。また、資源集団回収奨励制度や生ごみ処理容器等購入費補助金制度を継続して実施し、市民の協力のもとでごみの資源化を推進している。

今回の計画改定においては、令和5年度を基準年度として、令和元年度から令和5年度の実績をもとに将来推計を行った。ごみの総排出量は令和元年度の31,198tから減少を続け、令和5年度には28,727tにまで減少している。また、目標年度である令和16年度の推計値も、26,250tと予測されており、人口減少などに伴って今後も減少する見込みである。1人1日あたりのごみ排出量についても、令和元年度の878g/人・日から令和5年度には807g/人・日まで減少しているため、排出抑制も進んでいると考えられる。

一方で、リサイクル率については、資源回収量と同時に減少を続けており、令和元年度には24.7%であったが、令和5年度には22.5%まで減少している。これは、資源ごみの集団回収量などの減少と、行政の把握が困難な民間事業者による資源回収が影響していると考えられる。

令和5年度に実施した家庭系燃やすごみのごみ質調査結果では、紙類が15.8%、プラスチック類が15.4%、繊維類が2.7%、木・草類が3.7%、厨芥類が47.8%、その他が13.3%となっている。その中で、再生利用可能な資源物が22.0%、食品ロスが7.3%ほど含まれているため、資源化や食品ロスの削減により、ごみの更なる減量も可能であると考えられる。

事業系ごみについては、令和元年度の実績が8,751tであるのに対して、令和5年度は8,601tとあまり大きな変化はない。多量排出事業者には、事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理についての計画書の作成と履行を求めているが、減量に向けた更なる取り組みを推進する必要がある。

## 今後の方針

市民、事業者、行政の各主体の方針と取り組みをそれぞれの役割に基づいて整理し、具体的な指標とその目標値を定めることで、取り組みの進捗を適切に評価する。

ごみの減量とリサイクル率の向上のため、減量・資源化に関する補助制度の継続・拡充や新たな分別品目の検討・見直しなどの取り組みを推進する。また、民間における資源回収の把握方法の検討を行う。

市民及び事業者に適切な情報提供を行うことで、廃棄物処理に関する理解と協力を得るため、環境教育や啓発活動を推進する。

今後は高齢化社会となることを前提として、環境省が示した「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」等を踏まえて、支援制度の検討のため、市民のニーズ調査に取り組む。

市内において、地域ごとの廃棄物に関する特徴を把握するため、「子育て世帯が多い地域」、「年齢割合が平均的な地域」、「高齢化率が高い地域」、「漁業・農業が盛んな地域」の地域に分類し、継続的にごみ質調査を行う。

ゼロカーボンシティ宣言やサーキュラーエコノミーの考え方に基づいて、基本方針及び施策を定め、市民・事業者・行政の3者が協働して取り組みを推進する。

## ごみ減量の目標

### 【目標指標とその考え方】

#### ○総排出量

- ・ 1人1日あたりの家庭系ごみ（資源除く）排出量の目標達成時の総排出量を目標とする。

#### ○1人1日あたりの家庭系ごみ（資源除く）排出量

- ・ 国の基本的な方針（環境省告示第四十九号）に定められた目標から、440g以下にすることを本計画における目標とする。

家庭系ごみ（資源除く）排出量は、家庭系ごみ全体から家庭系資源ごみを除いた指標である。

#### ○リサイクル率

- ・ 本計画では令和元年度（前回計画の見直し時の基準年度）と同水準までリサイクル率を向上させることを目標とする。

#### ○最終処分量

- ・ 本市の最終処分量は類似自治体との比較から低いと評価できるため、上記の目標を達成した場合に見込まれる数値を目標とする。

## 本計画の目標値

項目	単位	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和16年度)	増減量
総排出量	t/年	28,727	25,501	3,226t 削減 約 11%削減
1人1日あたりの 家庭系ごみ（資源 除く）排出量	g/人・日	505	434	71g 削減 約 14%削減
リサイクル率	%	22.5	25.1	約 2.6 ポイント増加 約 10%増加
最終処分量	t/年	448	400	48t 削減 約 10%削減

### 【目標達成のための排出抑制・資源化施策（令和16年度目標）】

生ごみの減量：家庭系燃やすごみに含まれる生ごみを30%減量する。

食品ロスの削減：家庭系燃やすごみに含まれる食品ロスを30%減量する。

資源ごみの分別：資源ごみの排出量を約18%、集団回収量を約12%増加させる。

その他：紙類及びプラスチック類等についても、排出抑制や分別の徹底を推進する。

事業系ごみ：排出抑制・資源化に関する取り組みを推進することで、6%削減する。

## 目標実現に向けた行政の取り組み

- 1 環境教育・啓発活動の促進
  - ・市立学校等での環境教育や市民団体及び地域コミュニティとの協働による啓発活動の継続
  - ・最新情報は、広報紙、パンフレット及びホームページ等で公開する
  - ・単身世帯や外国人などの様々な主体を考慮した情報提供のあり方の検討
  
- 2 ごみの減量・資源化に関する補助制度の継続・拡充
  - ・資源集団回収に対する助成制度や生ごみ処理容器等の購入費補助制度の継続
  - ・フードドライブの食品収集拠点の増加に努める
  
- 3 新たな分別品目の検討・見直し
  - ・製品プラスチックや生ごみなど資源対象品目の拡大を検討する
  - ・分別収集ごみの品目・内容の周知を継続し、資源ごみの回収率向上を目指す
  
- 4 リユース・リサイクルの場の提供
  - ・市内のリサイクルショップの充実や市民活動団体が開催するフリーマーケットを支援する
  - ・資源物受入施設の利便性の向上と受入箇所の拡充、分別収集ステーションの整備や資源回収ボックスの増加に努める
  
- 5 食品ロス対策の支援
  - ・商工会などの関係団体との連携や食品ロス削減に取り組む事業者の支援
  - ・「てまえどり」の掲示用ポスターを周知し、飲食店には3010運動等の掲示物の設置を促す
  
- 6 市民・事業者への指導の強化
  - ・違反が著しい場合の個別指導
  - ・多量排出事業者には、事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の提出と履行を求める
  
- 7 処理手数料見直しの検討
  - ・ごみ処理経費や市民意識を分析し、必要に応じて処理手数料の見直しを行う
  
- 8 民間における資源回収の把握方法の検討
  - ・民間における資源回収の品目や箇所数の把握に努める
  
- 9 行政が率先したグリーン購入の実施
  - ・行政が率先して環境に配慮したリサイクル製品等の使用を優先する
  - ・各担当部署と連携し、グリーン調達に関する制度の検討

## 目標実現に向けた市民、事業者の取り組みの方向性

取り組みの主体	取り組み内容	
(1) 市民の取り組み	1)	生ごみの水切り徹底・堆肥化の活用
	2)	食品ロスの削減・フードドライブ等の利用
	3)	ごみの分別の徹底・集団回収等の利用
	4)	プラスチックごみの排出抑制
	5)	リユース・リサイクルの場の制度の活用
	6)	使い捨て製品の使用抑制・グリーン購入の実施
	7)	環境活動への積極的な参加
(2) 事業者の取り組み	1)	ごみの排出抑制を前提とした工程・製品
	2)	事業者における食品ロス対策
	3)	包装廃棄物等の排出抑制
	4)	ペーパーレス化の推進
	5)	資源ごみの店頭回収への協力
	6)	リユース・リサイクルの実施
	7)	事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の履行

## 収集運搬計画

市民は分別排出の制度を守ったごみを排出し、行政が効率的かつ衛生的な収集運搬を行うことで、適正処理の推進を図る。事業者には、自己責任に基づく適正処理のあり方について、啓発・周知するとともに、事業者が取り組みやすいごみの減量・資源化体制の構築を目指す。

### 収集運搬計画に係る取り組みの体系

取り組み	内容	
(1) 家庭系ごみの収集運搬	1)	燃やすごみ
	2)	分別収集ごみ
	3)	粗大ごみ
(2) 事業系ごみの収集運搬	1)	排出者責任の啓発・徹底
	2)	許可業者による収集と自己搬入
	3)	資源物受入施設の利用促進
(3) 高齢者・障がい者世帯などへの対策	1)	市民のニーズの把握
	2)	支援制度の検討

## 中間処理計画

ごみ処理の継続的な適正処理と環境負荷の低減を図るため、ごみ処理施設の適正かつ効率的な運営を引き続き推進し、分別収集されたごみは資源化を優先する。また、焼却処理時には発電によるエネルギー回収を継続し、処理後に発生する残渣については適切に資源化を行うことで循環社会の構築に寄与できるシステムとする。

### 中間処理に係る施策の体系

取り組み	内容	
(1) 適正処理の推進	1)	中間処理施設の効率的な運営
	2)	資源化の拡充
(2) 広域処理の推進	1)	広域処理の継続
	2)	近隣自治体との相互協力
(3) ごみ処理施設整備計画	1)	新ごみ処理施設の概要と関連計画
	2)	今後の整備スケジュール
	3)	施設整備に合わせて検討する施策

## 最終処分計画

本市で最終処分しているごみは、陶磁器類と土砂・がれき類のみである。そのため、処理残渣の埋め立ては行っておらず、最終処分場への負荷を可能な限り抑えた現在の処理体制を継続する。

### 最終処分に係る施策の体系

取り組み	内容	
(1) 最終処分の対策	1)	最終処分場の適切な運営
	2)	埋立量の削減
	3)	処理残渣の資源化の継続

## その他の計画

取り組み	内容	
(1) 市民・事業者・行政の連携	1)	廃棄物減量等推進審議会
	2)	市民による協働の推進
	3)	事業者の協力
(2) 災害廃棄物の対策	1)	緊急時の相互協力
	2)	迅速な災害廃棄物の処理
(3) 不法投棄・不適正処理対策	不法投棄・不適正処理対策の推進	
(4) 環境美化活動	1)	宗像国際環境会議
	2)	環境美化ボランティア活動
	3)	ラブアース・クリーンアップ活動
	4)	ビーチクリーン活動

## 審議経過

項目	開催日	議題
第1回	令和6年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問</li> <li>・ 一般廃棄物処理基本計画の概要及び今後のスケジュールについて</li> <li>・ 宗像市の廃棄物処理の現状及び検討テーマについて</li> </ul>
第2回	令和6年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回審議会の質問事項について</li> <li>・ 施策の骨子について</li> <li>・ トレンド推計の結果及び計画の目標値について</li> </ul>
第3回	令和6年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物処理基本計画 素案について</li> </ul>
第4回	令和7年3月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物処理基本計画 最終案について</li> </ul>
-	令和7年〇月〇日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申</li> </ul>

## 委員名簿

役職	氏名	区分	任期
会長	松本 亨	学識経験者	令和6年8月26日～令和8年8月25日
副会長	柳瀬 龍二	学識経験者	令和6年8月26日～令和8年8月25日
委員	池田 ちえ子	市民	令和6年8月26日～令和8年8月25日
委員	梅田 泰睦	事業者	令和6年8月26日～令和8年8月25日
委員	桑原 孝昭	事業者	令和6年8月26日～令和8年8月25日
委員	今 義剛	事業者	令和6年8月26日～令和8年8月25日
委員	武田 淑子	市民	令和6年8月26日～令和8年8月25日
委員	辻 勝也	市民	令和6年8月26日～令和8年8月25日
委員	中村 友幸	事業者	令和6年8月26日～令和8年8月25日
委員	松尾 真由美	市民	令和6年8月26日～令和8年8月25日
委員	山口 新吾	市民	令和6年8月26日～令和8年8月25日
委員	山田 昭徳	事業者	令和6年8月26日～令和7年3月6日
	船田 正広		令和7年3月7日～令和8年8月25日